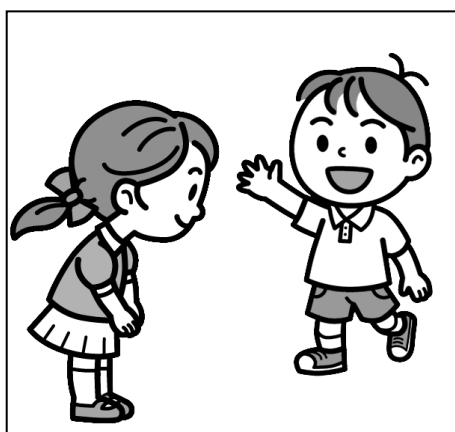


進路指導ガイド



秋田県立大曲支援学校

進路指導ガイド

～ 目 次 ～

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 1 | 各種手帳について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 2 | 在学中に利用できる福祉サービス・・・・・・・・ | 4 |
| 3 | 各種手当、年金について（大仙市の場合）・・・・・・・・ | 5 |
| 4 | 公共料金等の割引について・・・・・・・・ | 6 |
| 5 | 税金の控除について・・・・・・・・ | 8 |
| 6 | 福祉サービスの申請から利用までの流れ・・・・・・・・ | 9 |
| 7 | 就職を援護する制度について・・・・・・・・ | 10 |
| 8 | 雇用率制度について・・・・・・・・ | 10 |
| 9 | 追指導について・・・・・・・・ | 11 |
| 10 | 卒業生への余暇活動支援について・・・・・・・・ | 12 |
| 11 | キャリア教育について・・・・・・・・ | 13 |
| 12 | 各関係機関が編集・発行しているガイドブック等・・・・・・・・ | 14 |

1 各種手帳について

下の表のとおり、手帳には、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つがあります。障害の程度によって受けられるサービスに違いはありますが、各種手帳を取得すると各種手当や障害者年金の受給、運賃割引を受けたり、短期入所や日中一時支援を受けたりすることができます。秋田県ではプライバシーに配慮する目的で27年4月1日より、手帳の色や外観を統一しました（赤いカバーにクリーム色の台紙）。

| | 療育手帳 (青い手帳) | 身体障害者手帳 (赤い手帳) | 精神障害者保健福祉手帳 (緑の手帳) | | | | | | | | | | |
|------|---|--|--|----|----|--|---|-----|---------|----|---------|---|----|
| 対象 | 知的障害者 | 身体障害者 | 精神障害者 | | | | | | | | | | |
| 特徴 | 障害の程度により AあるいはBに区分 | 障害の程度により 1級から6級に区分 | 障害の程度により 1級から3級に区分 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>程度</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>最重度</td> <td>IQ20 未満</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>IQ20～34</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>中度</td> <td>IQ35～49</td> </tr> <tr> <td>軽度</td> <td>IQ50～70</td> </tr> </tbody> </table> | | | 程度 | 基準 | | A | 最重度 | IQ20 未満 | 重度 | IQ20～34 | B | 中度 |
| 程度 | 基準 | | | | | | | | | | | | |
| A | 最重度 | IQ20 未満 | | | | | | | | | | | |
| | 重度 | IQ20～34 | | | | | | | | | | | |
| B | 中度 | IQ35～49 | | | | | | | | | | | |
| | 軽度 | IQ50～70 | | | | | | | | | | | |
| 申請方法 | <大仙市>大仙市役所生活支援課障がい者支援班 0187-63-1111 又は各支所市民サービス課 | | | | | | | | | | | | |
| | ○必要なもの ①写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、 1年以内に撮影) ②印鑑 ③本人確認できるもの (健康保険証など) | ○必要なもの ①写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、 1年以内に撮影) ②印鑑 ③本人確認できるもの (健康保険証など) ④医師の診断書 | ○必要なもの ①写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、 1年以内に撮影) ②印鑑 ③本人確認できるもの (健康保険証など) ④県精神保健福祉センターの 診断書か障害基礎年金証書 | | | | | | | | | | |
| 判定 | ○18歳未満の場合 県南児童相談所(横手市) ○18歳以上の場合 県福祉相談センター(秋田市) | 県知事指定医の診断 | 県精神保健福祉センター (秋田市) | | | | | | | | | | |
| 交付 | 申請から約1か月後。2年または、5年で更新する必要がある。 | 申請から約1～2か月後 | 申請から約2か月後 | | | | | | | | | | |

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市
P. 7

仙北市
P. 1

美郷町
P. 7

横手市
P. 9

湯沢市
P. 4

県教委
P. -

2 在学中に利用できる福祉サービス

家庭の事情で放課後や休日、長期休業中に子どもの見守りができない場合は、福祉施設の各種サービスを利用できます。また、自宅で介護等の居宅サービスを受けることもできます。いずれの場合も手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）が必要となります。

| | 短期入所 (宿泊を伴う) | 日中一時支援 | |
|--------|--|---|---|
| | | 日中短期入所 | 放課後支援型 |
| 特徴 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行う。 | 自宅で介護する人が病気や家事都合などの場合、施設で一時的に介護、活動の場を提供する。 | 特別支援学校に通う児童生徒に対して放課後に遊びや生活の場を提供するなどの支援を行う。1か月につき3500円を負担する。 |
| 問い合わせ先 | ○大仙市役所 健康福祉部生活支援課障がい者支援班 0187-63-1111 または各支所市民サービス課 ○美郷町役場 福祉保健課 0187-84-4907 ○仙北市役所 保健福祉部 社会福祉課 0187-43-2288 | | |
| 利用方法 | 障がい者支援班に連絡し、利用を申請する。 ↓ 受給者証を取得（※1） ↓ 受給者証を取得したことを利用希望の福祉サービス施設に連絡（※2） | あらかじめ市役所の生活支援課に連絡した上で、希望する福祉サービス施設に利用する旨を伝える。 | |

※1 受給者証の取得には2～3週間要します。

※2 施設によっては、1日の利用定員があるため希望する日時に利用できない場合があります。長期休業中に利用したい場合は早めの申請をお勧めします。

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市
P. 25

仙北市
P. 18

美郷町
P. 36、41

横手市
P. 36、40

湯沢市
P. 20、33

県教委
P. 22、33

3 各種手当、年金について(大仙市の場合)

| | 特別児童扶養手当 | 障害児福祉手当 | 特別障害者手当 | 障害基礎年金 (国民年金) | 心身障害者 扶養共済制度 |
|---------|--|---|--|--|--|
| 対象 | <p>身体や精神、知的障害がある20歳未満の児童生徒を養育している父母又は養育の方に支給。</p> <p><支給要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に入所していないこと。 障害を理由として、他の公的年金を受けていないこと。 | <p>日常生活で常時介護を必要とする重度障害児(20歳未満)の方に支給。</p> <p><支給要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に入所していないこと。 障害を理由として、他の公的年金を受けていないこと。 毎年の所得が基準以下であること。 | <p>日常生活で常時介護を必要とする重度障害者(20歳以上)の方に支給。</p> <p><支給要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に入所していないこと。 病院などに継続して3か月を超えて入院していないこと。 | <p>国民年金加入中に病気やけがで障害が残った方や、20歳前の事故や疾病等により障害の状態になった方に支給。</p> <p>注：障害基礎年金は請求しなければ支給できません。</p> | <p>保護者が生存中に一定額の掛金を納付し、保護者の方が死亡したり、重度の障害になったりしたときに、残された障害者の方に支給。</p> <p><加入要件></p> <p>自活することが困難な知的障害者、身体障害者(1級～3級)、精神障害者を扶養している方で次の要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内在住 65歳未満 特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。 |
| 手当額と支払月 | <ul style="list-style-type: none"> 1級(重度) 月額 51,100円 2級(中度) 月額 34,030円 <p>注：手当額は変更や、所得に応じた支給停止をする場合があります。</p> | <p>月額 14,480円</p> <p>注：手当額は変更になることがあります。</p> | <p>月額 26,620円</p> | <p>1級年額 975,100円</p> <p>2級年額 780,100円</p> | <p>毎月2万円 (2口加入の場合は4万円)</p> <p>※加入者が死亡又は著しい障がいのある状態となった場合に支給される。</p> |
| 窓口・問合せ先 | <p>大仙市役所 児童家庭課 家庭支援班 0187-63-1111 または各支所市民サービス課</p> | <p>大仙市役所 生活支援課 障がい者支援班 0187-63-1111 または各支所市民サービス課</p> | <p>大仙市役所 生活支援課 障がい者支援班 0187-63-1111 または各支所市民サービス課</p> | <p>大仙市役所 国保年金課年金班 0187-63-1111</p> | <p>大仙市役所 生活支援課 障がい者支援班 0187-63-1111 または各支所市民サービス課</p> |

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市
P. 50

仙北市
P. 8

美郷町
P. 17

横手市
P. 19

湯沢市
P. 7、9

県教委
P. -

4 公共料金等の割引について

| | | | | |
|----|--------|------|-----|-----|
| バス | 航空（国内） | タクシー | 旅客船 | 自動車 |
|----|--------|------|-----|-----|

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、以下のような割引

| NHK | NTT番号案内 | 携帯電話 | 有料道路 | JR | | | | |
|---|---|------|------|-------|------|---|--|---|
| <p>【放送受信料の減免】</p> <p>○全額免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯構成員全員が市民税非課税で、世帯構成員に身体障害者や知的障害者、精神障害者が含まれている。 <p>○半額免除</p> <p>障害者が世帯主であり、以下の要件であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳を所持し、障害等級が重度（1級または2級）である。 視覚障害や聴覚障害により、身体障害者手帳を所持している。 精神障害者保健福祉手帳を所持し、障害等級が重度である。 | <p>【無料番号案内】</p> <p>次の障がい者に該当する場合で、事前登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者で次の障害がある場合 <table border="1"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>1、2級</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 <p><問い合わせ先> フリーダイヤル 0120-104174 9:00～17:00</p> | 視覚障害 | 1～6級 | 肢体不自由 | 1、2級 | <p>【料金割引】</p> <p>携帯電話を利用する際、通話料などの割引や障害者用料金プランの利用ができます。</p> <p>○手続き</p> <p>各携帯電話会社の店舗で申し込みができる。</p> <p><問い合わせ先> 利用している携帯電話各ショップ</p> | <p>【料金割引】</p> <p>次の要件を満たす場合、登録した乗用車1台に限り通常料金の半額になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳を所持する方が運転する場合。 身体障害者手帳または療育手帳を所持する方を乗せて通行する場合。 <p><問い合わせ先> 大仙市生活支援課 障がい者支援班 0187-63-1111</p> | <p>身体障害者手帳と療育手帳を所持する方が対象。</p> <p>○乗車券の購入時や改札を通る際には手帳を提示</p> <p>【第一種身体障害者、療育手帳A所持者】</p> <p>普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 普通急行券 本人と介助者半額</p> <p>【第二種身体障害者、療育手帳B所持者】</p> <p>普通乗車券 片道 101 kmを越える場合は本人が半額</p> <p><問い合わせ先> JR 東日本大曲駅 0187-63-3310</p> |
| 視覚障害 | 1～6級 | | | | | | | |
| 肢体不自由 | 1、2級 | | | | | | | |

制度があります。

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市
P. 59

仙北市
P. 2

美郷町
P. 10

横手市
P. 12

湯沢市
P. 13

県教委
P. -

| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| <p>○羽後交通の場合 【普通運賃半額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・第一種身体障害者に同行する介護人1名 ・療育手帳所持者 ・療育手帳A所持者に同行する介護人1名 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 <p>定期券運賃の割引制度等もあります。</p> <p><問い合わせ先> 羽後交通 大曲営業所 0187-63-2215</p> | <p>【割引運賃の適用】 12歳以上で、身体障害者手帳か療育手帳を所持する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種身体障害者の方と介護者1名 ・療育手帳A所持者と介護者1名 ・第二種身体障害者 ・療育手帳B所持者 <p>療育手帳A所持者は「航空割引、本人、介護者」、療育手帳B所持者をお持ちの方は「航空割引、本人」と書かれている必要がある。</p> <p><問い合わせ先> JAL 0570-029-222 ANA 0570-029-377</p> | <p>【料金1割引】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、又は療育手帳を提示 <p>秋田県ハイヤー協会に加入しているタクシーを利用する場合に適用されます。</p> <p><問い合わせ先> 大曲タクシー 0187-62-0050</p> <p>他 各タクシー会社へ</p> | <p>【旅客料金割引】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車券を購入する窓口で、障害者手帳を提示 <p><問い合わせ先> 各フェリー会社</p> | <p>【自動車税・自動車取得税の減免】</p> <p>下記の手帳保持者か同居家族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 <p>なお、自動車税が減免された方にタクシー利用券は給付されない。</p> <p><問い合わせ先> 減免制度についてのご質問や相談は秋田県総合県税事務所 018-860-3339</p> |
|--|---|--|---|---|

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市

P. 59

仙北市

P. 2

美郷町

P. 10

横手市

P. 12

湯沢市

P. 13

県教委

P. -

5 税金の控除について

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、以下の控除や減免制度があります。

| 内 容 | | | | |
|---|---------------------|---|--------|----------|
| 所得税・地方税の控除 | 区 分 | 対象となる手帳所持者 | 所得税控除額 | 市・県民税控除額 |
| | 障害者控除 | 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級 | 27万円 | 26万円 |
| | 特別障害者控除 | 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 | 40万円 | 30万円 |
| | 同居特別障害者 扶養・配偶者控除 | 扶養している特別障害者と同居している方 | 75万円 | 56万円 |
| 市・県民税の非課税について | | | | |
| 障害者本人の前年の合計所得金額が、125万円以下の方は非課税となります。詳細は税務署か各市町村の税務関係担当課まで | | | | |
| 事業税の非課税について | | | | |
| 重度の視力障害者の方が行うあんま、マッサージ、はり、きゅう、指圧、その他の医業に類する事業に対する事業税が非課税となります。詳細は各地域振興局の県税課まで | | | | |
| 相続税・贈与税の控除 | | | | |
| 障害者の方が相続を受ける場合に障害の程度、年齢に応じて控除されます。 | | | | |

<問い合わせ先>

| 税務署名 | 管轄地域 | 住 所 | 電話番号 |
|-------|-----------------|---------------------------|-------------------|
| 大曲税務署 | 大仙市、仙北市、 仙北郡 | 〒014-8611 大仙市大曲上栄町9番4号 | (0187) 63-3404 |

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市
P. 73

仙北市
P. 5

美郷町
P. 10

横手市
P. 12

湯沢市
P. 11

県教委
P. -

6 福祉サービスの申請から利用までの流れ

高等部卒業後に福祉サービス事業所を利用する方は、それぞれの居住地にある市町村役場にて、福祉サービス利用の手続きの申請が必要です。高等部3年生の保護者は毎年12月をめどに申請します。

| | |
|-------------|---|
| 1 相談・申請 | <p>①大仙市生活支援課や各支所市民サービス課、相談支援事業所（※1）に相談します。相談支援事業所に申請の代行を依頼することもできます。</p> <p>※1 大仙市での相談支援事業所は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大仙障がい者相談支援センター「かしわ」 ・指定相談支援事業所「かくまがわ」 ・自立支援指定相談支援事業所「あさひ」 ・テnderランドリー支援センター の4事業所があります。 <p>②障害福祉サービス支給申請用紙（※2）に記入し、提出します。</p> <p>※2 担当窓口は当該市町村の障害福祉担当課です。ここで用紙を受け取ったり、用紙を提出したりします。</p> |
| 2 調査 | <p>障害者、及び障害児の保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて、認定調査員が訪問して調査します。なお、認定調査は80項目です。</p> |
| 3 判定 | <p>市町村から、コンピュータによる障害支援区分（※3）の一次判定や障害や保健などに詳しい様々な委員による二次判定を経て非該当から区分6までの7段階で判定されます。</p> <p>※3 障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、非該当から区分6までの7段階で判定されます。</p> |
| 4 決定・通知 | <p>障害支援区分、生活環境、申請者の要望などをもとに福祉サービスの支給量が決定します。障害者福祉サービス受給者証が交付されます。</p> |
| 5 事業所と契約 | <p>福祉サービスを選択し、利用に関する契約を事業所とします。実際にサービスを受けるときは、必ず受給者証を提示します。</p> |
| 6 サービスの利用開始 | <p>受給者証を提示して福祉サービスを利用します。原則として、かかった費用の1割を支払います。ただし、所得の状況に応じて負担する上限額が決められています。</p> |

各市町村等のガイドブック(福祉のしおり)

大仙市
P. 12

仙北市
P. 18

美郷町
P. 25

横手市
P. 24

湯沢市
P. 17

県教委
P. 16

7 就職を援護する制度について

援護を受けられる障害者の範囲は次の通りです。なお、各種手帳がない場合には、障害福祉サービスを利用することができないので、就職を目指すためのサービス（就労移行支援事業）や居住に関するサービス（グループホーム等）を受けられません。

| | |
|-------|--|
| 身体障害者 | 身体障害者手帳がある者 |
| 知的障害者 | ① 療育手帳がある者 ② 障害者職業センター等、知的障害者判定機関で知的障害者と判定された者 |
| 精神障害者 | ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（法定雇用率の算定対象） ② 統合失調症、そううつ病またはてんかんにかかっている者 ③ 医師の診断書等で精神障害者であると判定された者 |
| その他 | ① 発達障害者 ② 身体障害者障害程度等級7級の者、難病、低身長等の疾患 ③ 精神障害には至らない精神疾患若しくは高次脳機能障害 |

8 雇用率制度について

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。これを障害者雇用率制度と言います。この法定雇用率が平成25年4月1日より引き上げられました。これにより、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、56人以上から50人以上に変わりました。

| 事業主区分 | 法定雇用率 |
|------------|----------------|
| 民間企業 | 一般の民間企業・・・2.0% |
| | 一定の特殊法人・・・2.1% |
| 国、地方公共団体等 | 2.3% |
| 都道府県の教育委員会 | 2.2% |

| | 週30時間以上の常用労働者 | 週20時間以上30時間未満の短時間労働者 |
|-------|---------------|----------------------|
| 身体障害者 | ○ | △ |
| 重度 | ◎ | ○ |
| 知的障害者 | ○ | △ |
| 重度 | ◎ | ○ |
| 精神障害者 | ○ | △ |

雇用障害者数のカウントは次の通りです。

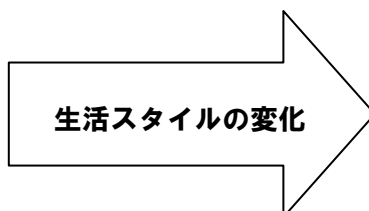
○＝1人を1人としてカウント ◎＝1人を2人としてカウント △＝1人を0.5人としてカウント

9 追指導について

本校では、高等部卒業後にスムーズに社会生活に移行できるように3年間にわたって「追指導」を行っています。「追指導」とは、教師が卒業生の就労先や利用先（福祉事業所など）、自宅に伺い、勤務状態や家庭での様子を確認しながら、卒業後のアフターケアを適切に行っていくものです。



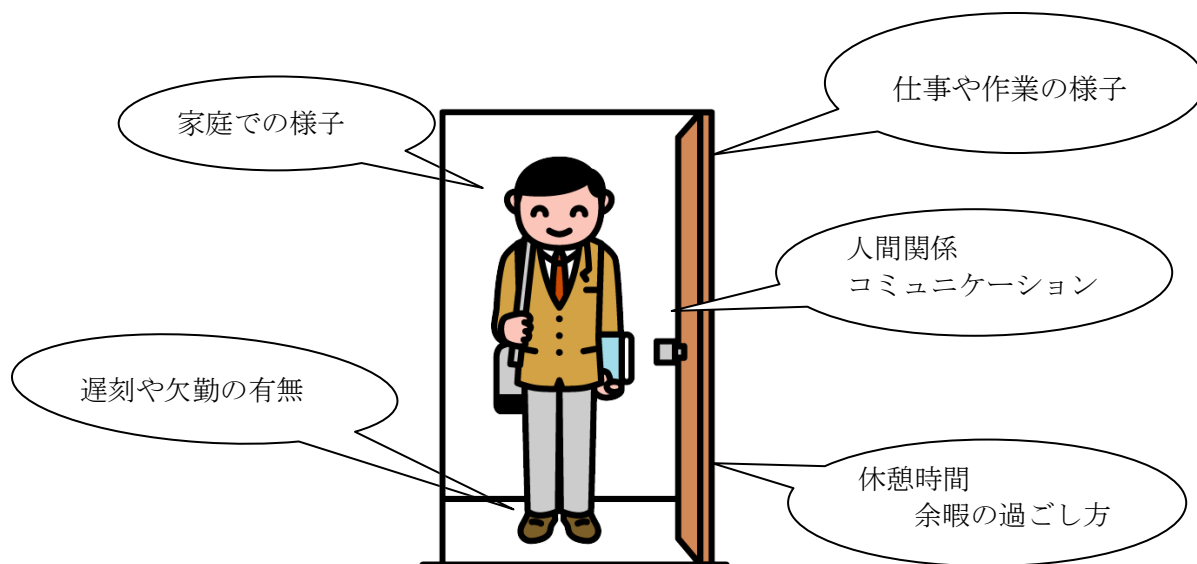
学校生活



社会生活

卒業生本人や就労先の方に話を聞いて、職場での悩みや生活上の問題があった場合には、支援して下さる関係機関（秋田障害者職業センターや秋田県南障害者就業・生活支援センター）と一緒に解決策を考えます。そこで、職場、関係機関、家庭などが連携を取り、サポートしていくことで、卒業生が安定した状態で生き生きと暮らしていただけるようになります。

追指導では次のようなことを聞きます。



追指導の実際やトラブルへの対応、個別移行支援計画の作成と活用については県教育委員会発行『特別支援学校における進路指導ガイド<第10版>』P. 17からP. 18を参照してください。

10 卒業生への余暇活動支援について

ふれあいハッピースクール

卒業生が趣味やスポーツなどを通して、卒業生同士の親睦を深め、本校職員や地域の方々と触れ合う場を提供します。みんなで一緒に楽しく過ごすことをねらいとしています。友達や教師に気軽に悩みを相談する機会にもなっています。

- 会場： 学校や近隣の施設
- 曜日： 土曜日や日曜日
- 時間： 午前中（9：30～11：30）
- 回数： 年に3回（6月、9月、10月）
- 活動グループ： 茶道、手作りおやつ、グラウンドゴルフ、フライングディスク



年度初めに卒業生へアンケートをとり、参加の有無や希望する活動グループを集計します。場合によっては、回数や活動グループを変更することがあります。



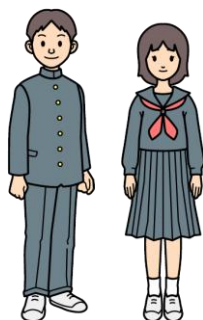
地域の方々を講師としてお招きし、一緒に活動します。



フライングディスクやグラウンドゴルフは雨天時の場合、屋内で実施します。

同窓会・卒業生親の会の活動

- 卒業生のつどい（5月）
運動会の後に昼食会を開き、近況報告やレクリエーションを行います。
- 同窓会総会、親の会、成人を祝う会（8月）
8月の第一日曜日に、成人を迎える卒業生を同窓生や職員でお祝いします。
- 同窓会入会式（2月）
同窓会の規約や同窓会の活動について紹介します。

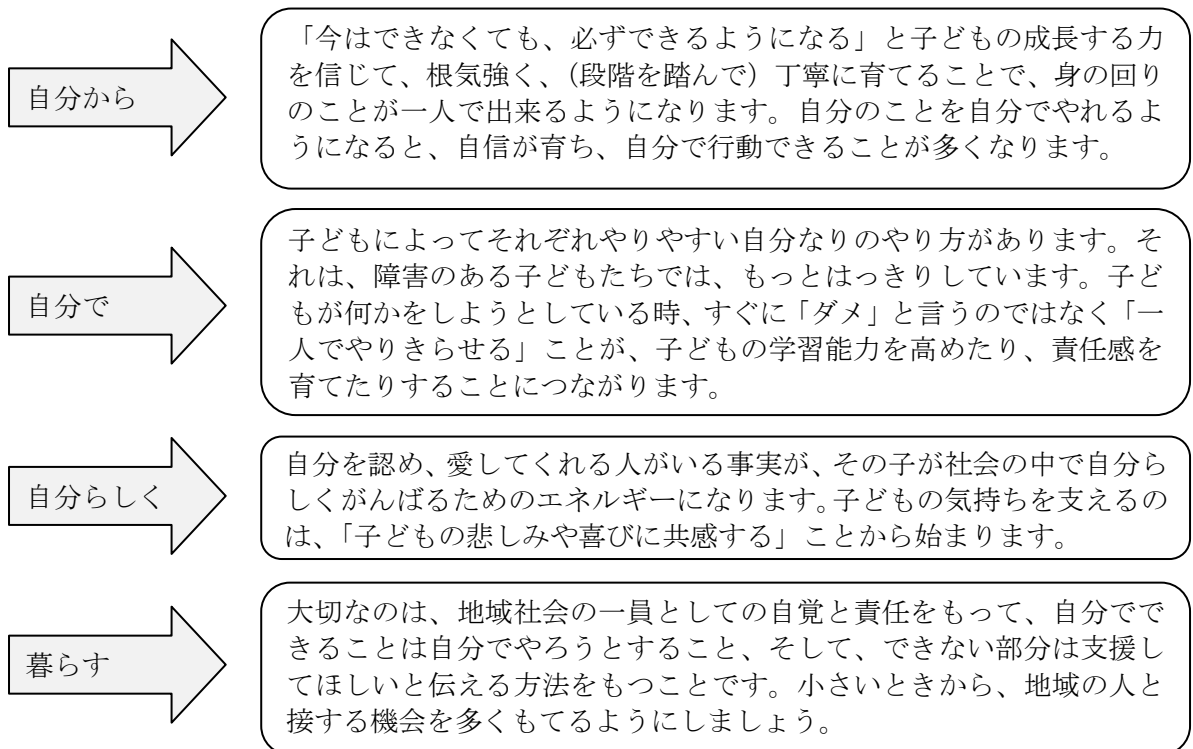


11 キャリア教育について

キャリア教育とは、ライフステージや発達段階に応じて、求められている役割を果たそうとする意欲や具体的な力を育て、社会生活を主体的に生きる力を育てようということです。障害の程度や状態、年齢にかかわらず、将来の生活を見通しながら、ライフステージに沿った支援を行うことが必要です。

| ライフステージに沿ったキャリア発達支援 | | | | |
|---------------------|------------------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| | 小学部 | → 中学部 | → 高等部 | → 移行期 |
| キャリア発達段階 | ○身辺自立の確立 ○人間関係の基盤形成 | ○社会生活能力の育成 ○自己表現力の育成 | ○社会生活能力の確立 ○自己選択・自己決定力の育成 | ○実践的な社会生活能力の向上 ○自分なりの生活スタイルの確立 |
| 主な課題 | 歩く、持つ、運ぶ、着替え、食事、排せつ、あいさつ、みんなと仲良くする | 時間、簡単な作業、役割、責任、協力、社会への関心 | 見通し、丁寧さ、目標設定、自己評価、社会体験、職場体験 | 職場・地域への適応、状況判断、計画性、金銭管理、余暇、夢 |

ポイントは、将来の生活を見通して、小さいときからしっかり育てること。



※県教育委員会発行「特別支援学校における進路指導ガイド<第10版>」 p.2 参照

12 各関係機関が編集・発行しているガイドブック等

「進路ガイド」を作成するにあたって、次のガイドブックやホームページを参考にしました。情報は更新されることもありますので、最新の情報を随時確認していただきたいと思います。

- 平成27年度版 障がい福祉ガイドブック
～あなたの地域生活を支えます～ 大仙市健康福祉部生活支援課
平成27年6月 発行

- 平成25年度 仙北市障がい児・障がい者 福祉のしおり
仙北市福祉事務所社会福祉課 仙北市障害者総合支援協議会
平成25年4月 発行

- 障がい者福祉のしおり 平成27年度
美郷町総合支援協議会 美郷町福祉保健課福祉班
平成25年4月 発行

- 平成27年度 横手市障がい福祉のしおり
横手市役所健康福祉部社会福祉課障がい福祉係
平成27年4月 発行

- 湯沢市障がい者福祉のしおり
湯沢市福祉事務所（障がい福祉班）
平成27年5月 発行

- 特別支援学校における進路指導ガイド<第10版>
一人一人の「自立と社会参加」に向けて
～学級担任が行う進路指導の実際～ 秋田県教育委員会
平成26年3月 発行